

## 監査結果に基づく措置

### 市民部

#### <財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)>

##### UD・男女共同参画課

- ・公の施設の指定管理者：東海ビル管理株式会社・特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会グループ
- ・施設名：浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター

【指 摘 事 項】(指摘年月日：令和7年2月19日、監査基準日：令和6年6月30日)

浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センターにおける利用者の私物(楽器)保管のための占有に関し、令和5年度及び令和6年度において、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター条例における利用許可又は浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可に係る手続を行うべきところ、いずれも行っていない。また、これらに係る利用料金又は使用料の徴収も行っていない。

【措 置】(報告年月日：令和7年7月14日)

当該指摘事項について事実確認を行ったところ、令和5年度及び令和6年度において、本来利用者が楽器を保管すべき場所ではない倉庫に利用者(2団体)の私物(楽器)が保管されており、また当該利用者による私物(楽器)保管のための占有の時期、場所などの実態が不明であるため、占有に係る面積の確認ができませんでした。そのため、当該利用者に対して過年度に係る利用許可及び行政財産使用許可並びに利用料金及び使用料の徴収は行わないことといたしました。

今回の指摘を受け、当該利用者の私物(楽器)保管のための占有の実態を調査し、当該利用者の意向を確認し、協議のうえ占有場所及び占有面積を確定いたしました。また、令和7年4月21日、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センターの占有に係る行政財産使用許可申請書を提出させ、同年5月1日から行政財産使用許可及び使用料の徴収を行うようにいたしました。

今後は、再発防止に向け利用団体及び指定管理者に対して定期的な立入調査による確認を行い、浜松市公有財産管理規則に基づき適正な事務処理を行ってまいります。